

副議長(江口 健君) 出席議員半数以上であります。これより議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、前日に引き続き市政一般質問を行います。43番吉富博久議員。

〔吉富博久君登壇〕

43番(吉富博久君) おはようございます。

質問通告に基づきお伺いをいたしますが、市町村合併問題及び少子・高齢化対策については、保育行政の中の1点を除き、自席より時間があればお尋ねをいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、行財政問題についてであります。

本年6月、小泉内閣のもと決定された「骨太の方針」は、各省庁の重点施策の策定、予算作業の基本的指針として活用され、平成14年度に反映されるものであります。この7つの改革プログラムの中では、今後の地方財政のあり方についても、その目指すべき方向が示されています。「個性ある地方の競争」「地方財政にかかる制度の抜本改革」「地方財政の健全化への取り組み」等で、特に平成14年度経済財政運営の基本的考え方においては、地方財政として、国の関与の縮減や国及び自治体が最低限保障すべき行政サービスの水準の見直し等に応じて、国庫補助負担金や地方交付税により手当てする地方への歳出を見直すことと記されているのが気になります。

これらを受け、総務省では、来年度予算編成へ向けての地方行財政・重点施策の中で、今後の地方公共団体は、自立的・主体的な取り組みを求められており、中長期観点に立脚しつつ、構造改革を進めていく必要があるとされています。

このような基本原則に基づき、本年7月設置された地方分権改革推進会議における審議を踏まえ、国と地方との役割分担に応じた事務事業の見直し及び地方税財源の充実確保等、地方分権の一層の推進に積極的に取り組むことにより、地方分権の主役としてふさわしい行政体制を目指すこととされています。具体的には、自主的な市町村合併の一層の推進、組織機構の簡素効率化、地方公社・第三セクター等の経営健全化、定員管理・給与の適正化等が行政改革としては挙げられています。この

ような国家構造改革の大きなうねりの中で、いち早く行財政改革に取り組んできた本市においても、さらに変化のある積極的な対応が迫られていると思います。

そこで、お尋ねをいたします。

1つ、国庫補助負担金や地方交付税等、国家構造改革による本市への影響とその対策について、ご所見をお示しいただきたい。

2つ、平成14年度の本市予算編成に当たっては、骨太の方針を踏まえ、どのような方針で臨まれるのか、基本的な考え方をお示しいただきたい。

次に、都市整備についてであります。

まず、遊休地の整理と活用についてであります。本市が所有している未利用地の面積は、普通財産で約130万9,000平方メートル、行政財産で約1万平方メートル、市が買い取りを依頼し、土地開発公社が取得している土地約82万5,000平方メートル等があります。この中には、事業目的がいまだ定まらないもの、事業がとんざし塩漬け同様にしている土地も含まれています。特に、土地開発公社の保有地においての用地の合計は145億3,000万円、その他経費を入れると、負債残高は190億円を超え、支払利息は19億6,000万円強となっております。年次的に本市が買い戻しをしているとはいえ、土地開発公社の健全化のためにも、現在保有している公社保有地の事業化のさらなる促進はもちろんのこと、不良債権ともいえる事業化へのめどが立たない保有地については、できる限り早急に買い戻し、市民のためにも有効活用を図るべきだと思います。

また、市有林の総面積は1,839ヘクタール、市内の農地面積は、農業センサスによれば1,083ヘクタールであり、そのうち田は121ヘクタールで、休耕田が43ヘクタール、その割合は35.5%、畑は339ヘクタールで、うち遊休農地は130ヘクタール、38.3%と、その4割近くが遊休地であります。また、樹園地623ヘクタールのうち、遊休農地は67ヘクタールで、10.8%が遊んでいます。

これら遊休地をいかに有効に活用していくかも、今後の長崎市にとっては一つの大きな課題であると思います。

1つ、本市所有の普通財産及び行政財産の未利用地についての考え方は、深堀議員の質問でおおむねわかりましたが、理解ができないものもあり

ましたので、重ねてお尋ねをいたします。

2つ、公社の保有地において、事業のめどが立っていない土地については、どのようになされようとしておられるのか、お示しをいただきたい。

3つ、遊休農地の利用については、市民農園、ファミリー農園としての活用が現在なされていますが、今後の取り組みとして、新たな施策があればお示しをいただきたい。

次に、平和公園再整備計画についてであります。

平成5年3月に策定された平和公園聖域化に関する報告書を受け、平和公園再整備基本計画がつくられ、今日までその推進が図られてきました。この計画の対象区域である平和公園は、国道206号とJR線を挟んで大きく西地区と東地区に分かれています。西地区は野球場、陸上競技場等、総合運動施設としての性格を持つ地区、東地区は平和祈念像、原爆中心地、国際文化会館を取り巻く空間を含めた区域で、聖域化と平和を祈願する公園としての性格を持つ区域であります。西地区は、さらに市道松山線を挟んで、北ゾーンと南ゾーンに分けられています。この再整備計画は、東地区における整備はほぼ完了はしているものの、再開断念後の整備計画及び歩行者連絡通路、遊歩道、祈念像入り口のエントランス広場等の整備が残っています。また、西地区においては、北ゾーンはほぼ完了していますが、南ゾーンについてはまだまだ整備が残されています。浦上川をまたぐ2つの歩道橋の建設を含め、残されている事業へのスケジュールをお示しください。

次に、全国高等学校総合体育大会についてであります。

2003年長崎ゆめ総体として開催されるこの大会は、選手が6万人、観客動員数を入れると11万人の参加者が予想される一大イベントで、開催期間は7月28日から8月20日までの24日間です。長崎市においては、開会式及び7競技・9種目が行われます。本市においては、本年7月4日に長崎市実行委員会が設立され、準備が着々と進められているところであります。その開催基本方針では、本大会の主たる目的とともに、趣旨の中で、「本市開催に当たっては、高校生はもとより、市民一人ひとりが積極的に参画し、魅力ある長崎をはぐくんでいこうとするものである」とし、方針の中の(4)で「全国から訪れる多くの若人や関係

者を温かく迎え、活力と潤いにあふれ、歴史が息づく交流拠点都市・長崎を全国に紹介する」とされています。交通対策及び環境美化整備については、より具体的に環境配慮基本方針、歓迎・装飾基本方針、輸送・交通対策基本方針等に基づき企画推進中であろうかと思えます。

開会式は、かきどまり総合運動公園で2万人が予定され、競技もかきどまり競技場、県立総合体育館、市民総合プール、長崎西高等学校プール、松山市営庭球場と、バドミントンの市民体育館を除き、城山地区を中心に西部地区に集中し、これら周辺地区における交通渋滞が予測されます。

以下、どのように検討がなされ、推進されようとしているのか、お尋ねいたします。

1つ、梁川交差点及び淵中学校横小江原町春木町線入り口交差点、下大橋交差点、松山交差点、竹岩橋交差点の交通渋滞は、ふだんでも朝夕は厳しいものがあります。これら交差点の交通対策をお示しください。

2つ、小江原町春木町線沿いは、モルタル吹き付けの法面が残されている、街路等が少なく暗い、沿線歩道は花の植栽がほとんどなく、植樹も極度に少ない等、非常に殺風景で寂しい環境にあります。長崎を好印象で全国に持ち帰ってもらうためには、足元からもてなしの心を発揮すべきではないでしょうか。灰色の法面には、小中学生、高校生、この人たちに楽しい絵画をペイントしてもらうもよし、歓迎の看板を出すもよし、ボランティアを募り花の植栽・管理をしてもらうもよし、これぞ市民参加型といえる環境美化対策もあると思えます。小江原町春木町線沿いの環境美化対策についてご見解をお聞かせください。

以上、壇上よりの質問を終わります。

＝(降壇)＝

副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 皆さん、おはようございます。

吉富博久議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点の行財政問題の国の構造改革に関する基本方針による本市への影響でございます。

このことにつきましては、議員ご指摘のとおり、政府は本年6月、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の

方針を決定し、構造改革に関する基本的な考え方あるいは構造改革のための7つの改革プログラムの概要などを示しております。

国の平成14年度予算編成におきましては、この方針を踏まえ、財政面における抜本的構造改革の第一歩として、国債発行額を30兆円以下に抑えることを目標にするとともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、思い切った縮減と重点的な配分を実現するとの基本的な考え方がまとめられたところであり、去る11月に開催されました政府の経済財政諮問会議におきまして、平成14年度の地方財政計画の歳出について徹底した見直しと重点的な配分及び計画規模の抑制により、地方財政不足額の圧縮と借入金の抑制を行うことを基本的な考え方としております。

具体的には、国庫補助負担事業においては、事業規模の削減及び事業内容の重点化等を図るとともに、地方単独事業においては、重点7分野等への重点的な配分を行うこと、事業規模を前年度比10%程度削減すること及びハコモノ投資の抑制とインフラ整備への重点化を図ることとされております。

さらに、地方交付税に関しましては、地方公共団体の公共事業費の地方負担額等、実際の投資的経費の財政需要を反映する事業費補正について、公共事業に係る交付税算入率の引き下げや地方自治体が単独事業の財源に充当する有利な地方債であります地域総合整備事業債の廃止など、地方交付税制度を抜本的に見直す方向で検討されており、大幅な縮減が予想されるところであります。

このようなことから、本市の投資的経費につきましても、さらなる見直しを余儀なくされるのではないかと考えておりますが、また一方では、地方の税源配分の見直しなども検討されているところであり、本市の財政運営にどの程度の影響が及ぶのかは、現時点では残念ながら不明であります。

ご承知のとおり、既に本市におきましては、厳しい財政状況のもとで各種の施策や事業を着実に推進できるよう、行政改革大綱及び財政構造改革プランに基づき、行財政改革の推進あるいは自主財源の確保に努めているところでありますが、あわせて道路特定財源の一般財源化や地方交付税制度の見直しなど、本市の財政運営に直結する問題につきましては、引き続き国及び関係機関に対し、

現行制度の維持や税財源の充実を図っていただくよう働きかけを行ってまいり所存であります。

いずれにいたしましても、平成14年度地方財政計画の策定作業の中で、地方税財政に係る制度改革の具体的な内容が明らかになされていくものと考えておりますので、国の動向を慎重に見極めながら、本市の平成14年度予算に的確に反映させるとともに、地方分権あるいは少子・高齢化、環境対策などの財政需要に対応できるように中長期的視野に立った安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、平成14年度の予算編成方針についてのご質問でございますが、景気低迷の長期化の影響もあり市税の伸びは期待できず、一方、公債費を初めとする義務的経費は確実に増加をしており、厳しい財政運営を強いられていることは、ご承知のとおりであります。

平成13年度予算につきましては、前例踏襲という従来の発想を捨て、スクラップ・アンド・ビルドを徹底させることにより財源を捻出し、第三次総合計画の目標を達成するための施策等に予算を重点配分したところでありますが、平成14年度予算におきましては、このような状況に加え、先ほど申し上げました国の聖域なき構造改革に伴い、財政状況はこれまでも増して厳しく推移するものと考えております。

来年度の予算編成に当たりましては、第三次総合計画に掲げる諸施策の推進のために、一つ、省資源・循環型社会の構築、一つ、高齢者福祉の充実と子育て支援社会の構築、一つ、都市再生、一つ、歴史と文化を生かしたまちづくり、一つ、人材育成、生涯学習の推進、一つ、長崎の特色を生かした産業の振興、一つ、IT化の推進を特に重点的に取り組むべきものと位置づけるとともに、市民生活に密着した施設のリフレッシュ事業及び景気雇用対策として緊急に取り組むべき事業に重点配分することなどを予算編成方針に盛り込んだところであります。

平成14年度予算編成作業におきましては、国の構造改革の動向をも見据えながら、引き続きスクラップ・アンド・ビルドの考え方のもと、義務的経費等を除く経常的経費につきましては、全事業を対象に、前年度比10%の削減目標を設定しており、既存事業の見直しをより一層徹底することな

どにより財源を捻出し、新たな発想により、長崎市の将来に向けた人づくり、ものづくりなどのソフト事業にも鋭意取り組んでまいり所存でありますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、都市整備の中の全国高等学校総合体育大会につきまして、私の方からお答えをいたしたいと思ひます。

平成15年度全国高等学校総合体育大会の長崎市内における競技は、議員ご指摘のように、7月28日の総合開会式翌日から8月20日まで開催をされます。総合開会式では、長崎市内で開催されます陸上競技、バドミントン女子、テニス、諫早市で開催しますアーチェリー、大村市で開催いたしますバドミントン男子の選手・役員が参加する予定になっております。これに観客を含めると、総数約2万人の参加を見込んでおります。翌日からは陸上競技、テニス及びバドミントンの競技が長崎市総合運動公園と市民体育館を中心に行われ、相当数の選手・役員及び観客が見込まれております。先例の開催市の状況を見ても、1カ所に集まる参加者の数の上から、かきどまり陸上競技場で開催される総合開会式当日が最も交通量が增大する日であると考えております。

そこで、吉富議員ご質問の第1点目の梁川交差点等の交通対策でございますが、県の実行委員会におきまして、市の関係課を含めた輸送対策の委員会を設置し、バスによる計画輸送を基本とし、かきどまり陸上競技場への輸送ルートにつきましても、一部に集中しないように複数のルートを検討しております。

長崎市といたしましても、競技開催中の移送交通対策につきましては、平成13年10月1日に開催をいたしました長崎市実行委員会常任委員会でご承認いただきました原則として公共交通機関を利用、計画輸送の実施、適切な交通案内等の基本方針に基づきまして、市が設置をする交通・輸送の専門委員会の中で円滑な競技運営の確保とともに、市民生活への影響を少しでも軽くするよう、きめ細かな対策を検討していく所存であります。

次に、第2点目の小江原町春木町線沿いの環境美化対策でございますが、小江原町春木町線は、総合開会式はもとより、陸上競技、テニス及びソフトテニスの主会場であります長崎市総合運動公園へのメインルートでありまして、期間中多くの

役員・選手及び観客の方々が通る道路であると理解をしております。

7月8日に設立いたしました実行委員会におきまして、長崎市開催基本方針を策定いたしました。その中で「全国から訪れる多くの若人や関係者を温かく迎え、活力と潤いにあふれ、歴史が息づく交流拠点都市・長崎を全国に紹介する」とうたっております。

また、10月1日には常任委員会を開催し、長崎市歓迎・装飾基本方針をご承認いただいたところであります。その第4号は、市民及び長崎地区高等学校推進委員会の協力のもと、市街地及び競技会場・練習会場の草花装飾を実施するとしております。

議員ご指摘の環境美化対策でございますが、草花の植栽による装飾につきましては、高校生一人一役運動として、平成13年度は農業高校において試験栽培が実施されており、平成14年度は県内の全高校で栽培する予定となっております。

長崎市といたしましては、高校生だけではなく、小学生、中学生、そして地元及びボランティアの皆様方のご協力のもとで、官民一体となって沿道及び競技会場・練習会場周辺に植栽していただき、水やりなどの管理もお願いし、大会終了後も花のあるまちづくりへつなげていけるような取り組みをしたいと考えているところでございます。

また、さまざまな形でもてなしの心を発揮することにつきましては、実行委員会の専門組織として設置をいたしました企画広報専門委員会の皆様方のご意見を聞き、14年度から具体的な展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上で私の本壇よりの答弁とさせていただきます。

他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。＝(降壇)＝
財政部長(白石裕一君) 遊休地の整備と活用方法のうち、本市所有の普通財産及び行政財産の未利用地における利用のあり方についてお答えいたします。

行政財産の中で、行政目的が消滅したにもかかわらず、未利用地のままで用途が廃止されていないものにつきましては、今後、他の行政目的に活

用できないか関係部局等で検討し、活用計画がないものにつきましては、早急に用途を廃止し、普通財産に移管をいたします。

また、普通財産の未利用地についてでございますが、将来的に利用計画のないものにつきましては、一般競争入札も取り入れ、積極的に処分してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、未利用地につきましては、有効活用を図るとともに、将来的にも活用の見込みのないと判断した土地については、適正な処分を図ってまいりたいと考えております。

次に、土地開発公社の保有地で事業のめどが立っていない土地についてでございますが、土地開発公社が取得後5年以上保有する、いわゆる長期保有地は、平成12年度末現在で23カ所、面積は75.5ヘクタールございます。その主な理由といたしましては、買収予定面積に至っていないため取得継続中のもの、補助事業の予算配分に関連して年次的に買い戻しを行っているもの、造成後に買い戻し予定で造成が終わっていないもの、社会経済状況の変化により事業計画の見直しを行わなければならないものなどがございます。

このような状況の中で、長期保有地の解消を図るため、公社保有地の各事業用地について、各事業部局のヒアリングを実施し、事業化の予定や買い戻し年度等の聞き取りを行うとともに、事業化が確実なものは中期実施計画に盛り込むよう協議を行っており、現在、中期実施計画の中で補助事業の認可時期、起債枠、本市の財政事情等の検討を加えて年次的に早期事業化を図るべく検討を行っているところでございます。

なお、当初の事業目的がなくなったものにつきましては、庁内関係部局で新たな事業の有無について協議を行い、利用策がないものについては、最終的に売却処分も検討してまいりたいと思いません。

以上でございます。

水産農林部長(井上 功君) 遊休地の整理と活用方法についてお答えいたします。

長崎市内の遊休農地は、吉富議員ご指摘のとおり、2000年の農業センサスによれば240ヘクタールが存在しております。遊休農地の有効活用といたしましては、現在、市民農園として、平山地区に383区画と三重地区に216区画を開設しており、ま

た、農業委員会が仲介して行っておりますファミリー農園として4カ所、合計92区画を開設し、市民の皆様にご利用いただいているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、市民農園やファミリー農園としての活用に加え、福祉農園の利用及び学童農園の利用等についても考えていきたいと思っております。

また、認定農業者みずからが規模拡大を行うための農地集積について、農業者の負担軽減及び農地の有効利用と流動化を促進するための方策についても検討してみたいと考えておりますが、農地所有者の土地資産保有意識等もあり、その流動化が円滑に進んでいないのが実情でございます。

今後とも、農業委員会との連携を図りながら、農地集積に取り組んでいきたいと考えております。

さらに、市内では12カ所において、ふれあい市・直売施設が設置されておりますが、これは議員ご承知のとおり、地元で生産したものを地元で消費する、いわゆる地産地消の一つの手法であります。これら農作物直売所等は、消費者から新鮮で安心して食べられると好評を得ておりますし、生産者にとりましても、流通等にかかわる経費の軽減が図られるという利点もございます。

また、農産物直売所では、商品を多品目化する傾向があり、生産者においても少量多品目の作物を栽培する必要性から遊休農地の活用も促進されるのではないかと期待しております。

本市といたしましても、「JA等が行うふれあい市・直売施設の設置におきまして、生産者と消費者との「顔が見える」関係づくりが定着するよう積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市建設部長(諸岡克重君) 平和公園再整備基本計画におけます再整備につきましてお答えいたします。

平和公園の再整備につきましては、平成5年度に平和公園再整備基本計画を策定し、平和の森づくりを基本方針として、これまで順次、整備を行ってきたところでございます。

ご指摘のとおり、東地区における歩行者連絡通路、祈念像入り口部分エントランス広場の整備につきましては、再整備基本計画において、東地区内各ゾーンの象徴機能の明確化と一体的な地区の

再編、強化を図るとの基本方針のもとに、祈念像地区と中心地地区との連携を図るなどの整備方針が示されております。従来より、この地区におきましては、松山地区市街地再開発事業の計画が検討されておりました。この計画の中で、平和公園再整備にあわせた祈念像地区と中心地地区の連携を図るための方策等についても調査・検討を重ねてまいりました。しかしながら、社会情勢の変化による事業採算性の低下などの理由から、平成9年7月に松山地区まちづくり協議会より再開発事業断念の申し入れがあり、市といたしましても再開発事業の継続は困難であると判断したところでございます。

したがって、平和公園再整備基本計画に基づく祈念像地区エントランス広場から中心地地区を結ぶ歩行者動線の連携や強化を図るなどの整備方針のもとに、今後は、地元皆様方の協力を得ながら、公園利用者の利便性や歩行者の安全性に配慮した歩行者動線の整備に向けて調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、西地区南ゾーンの陸上競技場、テニスコート、ソフトボール場等につきましては、再整備基本計画において、専用のスポーツ施設は柿泊地区の総合運動公園へ機能移転し、跡地は緑あふれた多様なレクリエーション空間とし、陸上競技場については多目的広場とし、また、テニスコート、ソフトボール場等は緑の森として整備するとの基本方針が示されております。

また、平成10年度に設置しました平和公園陸上競技場利用懇話会におきましても、同方針に基づき再整備することなどが了承されたところでございます。

これに伴い、陸上競技場につきましては、平成10年度から平成11年度にかけてスタンド部分を撤去し、芝生広場の整備や高木植栽を行い、緑豊かな憩いの広場として広く市民に利用されているところでございます。

今後の整備につきましては、陸上競技場トラック部分は平成15年のインターハイまでは現状のまま維持し、その後の整備については、利用者や地域住民の要望も考慮しながら、再整備基本計画に基づき整備を図ることとし、また、テニスコート、ソフトボール場、弓道場部分は、総合運動公園の2期事業の整備時期及び施設内容との調整を図りな

がら具体的な整備内容や着手時期等を検討することで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

下水道部長(上野精一君) 浦上川の2つの歩道橋のご質問についてお答えいたします。

2つの歩道橋につきましては、長崎県の浦上川ふるさとの川モデル事業整備計画の一環として、城栄町商店街側から市民総合プール側については県が設置し、下流の弓道場側については本市が設置する予定でございましたが、県が設置予定の歩道橋は補助事業として認められず、既に事業も終了し、現在に至っております。しかしながら、城栄町商店街側の歩道橋設置が本市にとっても公園利用の利便性の向上及び松山町駐車場の利用促進や城栄町商店街の活性化に寄与するものであり、また、貴重な水と緑の空間のアクセスとして重要でありますので、本市としては、県の負担においてインターハイ前までにぜひ実施していただくよう強く要望しているところでございます。

なお、下流の弓道場側歩道橋の建設につきましては、平和公園西地区南ゾーンの再整備計画とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

43番(吉富博久君) それぞれにご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

再質問をさせていただきますが、まず、行財政問題についてですが、地財計画の歳出における本市財政運営の影響は大であると思います。法定外課税等の財源確保及び現行制度の維持や税財源の充実が早急に図られるよう国に強く働きかけていただきたいと思います。特に、本年度の予算編成に当たっては、全事業10%削減目標ということでありますが、実質、失業率5.4%が経済情勢のすべてを物語っていると思います。

どうか、財源不足の中、大変だとは思いますが、景気・雇用の安定が少しでも進むような予算組みを図っていただきたいと思っております。

それと、平成12年度の市税徴収率は91.7%で、前年度比1%の減となっております。1%で5億円の市税収入の減です。現在、40億円を超える市税の徴収漏れがあるということです。長崎市の収納率の目標は97%ですから、これが達成できれば、5%の増で、市税収入だけでも25億円の徴収となります。不況の中だからこそ、市民に不公平感が

出ないよう収納率の向上に全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

財政問題については、意見を申し上げ、要望をいたしておきますが、壇上からは申し上げませんが、福祉保健行政についてお尋ねをいたしておきたいと思います。

まず、保育料の滞納についてですが、12年度決算で8,359万円の未収金です。その対策についてお示しをいただきたいと思います。

それから、障害者対策については、精神障害者地域生活支援センターについてお尋ねをいたしておきます。この施設は、精神保健福祉法第50条の2において、精神障害者の社会復帰施設として規定されているもので、地域で生活する精神障害者の支援、日常的な相談や地域交流活動等を行うことにより、精神障害者の社会復帰と自立と社会参加の促進を図ることが目的とされています。この施設は、本県及び本市の障害者プランの数値目標に挙げられております。県央、県南、県北にはあるものの、県都である本市、市域圏には1カ所もありません。どのように検討なさっておられるのか、お尋ねをいたします。

最後に、これは歯科保健医療対策でございますが、少子・高齢化時代にあつて、歯科医療の市民ニーズが多様に変化しています。実際に、本年、本市において実施された歯科医療動向調査、在宅訪問歯科診療等のデータにおいて、従来の診療室を中心とした歯科サービスの供給体制だけでは、市民の口腔の健康保持増進としては十分でないという実態が出ています。幼児期より高齢者まで、すべての市民が安心して楽しい人生を送ることができる歯科保健医療福祉システムの構築が今、求められていると言えます。特に、中高齢者に多い脳血管障害等の疾患における身体の突然の変化は、機能回復の過程で口の障害をもつくり出し、その対応が困難な場合には、誤嚥性肺炎などの発病の引き金となり、致命的な状況を引き起こす可能性があるとお指摘されています。また、がん検診の項目から外されている口腔がん検診の実施も早急な対策として望まれています。

そこで、今回2点、自席よりお尋ねをいたしておきますが、斜面地居住の虚弱あるいはねたきり高齢者及び障害者の口腔保健の増進、さらには救急歯科医療体制の整備の一環として、その効果が

大きく期待できる歯科巡回健診車を配置なされるおつもりはないのか。そしてまた、他都市に先駆け、口腔がん検診を実施なさるおつもりはないのか、とりあえずお尋ねをいたしておきます。

以上、ご答弁をお願いします。

福祉保健部長(高谷洋一君) まず、保育料の滞納対策についてお答えいたします。

平成12年度決算において、議員ご指摘のとおり8,359万5,000円の未収金がございます。その対策といたしましては、督促状、催告状による納入の促進、さらに電話催告及び各保育所へ職員を派遣し面接折衝を行い、滞納整理を行っているところであります。

保護者との折衝の機会が多い保育所での面接方式を柱に、今後とも徴収体制を強化していきたいと考えております。

次に、障害者対策についてお答えいたします。精神障害者地域生活支援センターについてであります。精神障害者施策は、平成5年の障害者基本法及び平成7年の精神保健福祉法の改正により、医療から施設へ、さらに施設から地域へと方向転換し、その方向性を具体化させるため、平成8年度に国の制度として、精神障害者地域生活支援センターを設置、運営する精神障害者地域生活支援事業が創設されております。その後、平成11年の精神保健福祉法の一部改正により、平成12年度からは、この地域生活支援センターは、精神障害者社会復帰施設の一つとして位置づけられました。この施設は、都道府県、市町村及び社会福祉法人等が設置し、施設長ほか精神保健福祉士1名以上、指導員3名以上の職員を配置して運営するものです。

また、この施設は、精神障害者の地域生活における保健、福祉に関する相談や社会復帰施設等の利用についての相談に応じ指導・助言を行うとともに、保健所、福祉事務所、社会復帰施設等との連絡調整を行うなど、総合的な支援を行うことを目的としており、精神障害者の在宅福祉の拠点として重要な役割を担っているものであります。さらに、生活のしづらさを抱える精神障害者の地域での生活を支援するとともに、地域の中に生活基盤が確保できるように、地域住民への啓発や地域交流を図ることも目的としております。

長崎市障害者プランにおきましては、平成14年

度までに、この施設を1カ所設置することを目標としております。しかし、現在のところ市内にはまだ設置されておらず、平成14年度には目標を達成することができない状況にあります。これは平成11年の法改正前までは、この施設は入所を目的とした精神障害者社会復帰施設に付随して設置することとなっていたため、社会復帰施設の事情により設置が困難であったことにも起因すると思われます。しかし、法改正後は単独での施設設置が可能となったため、市内においても設置の意向が見られ、現在のところ社会福祉法人により平成15年度の開設を目指した動きが具体化しつつありますので、本市といたしましても、その実現に向け相談・助言などの援助を行っていきたいと考えております。

また、今後、平成15年度以降の障害者プランを策定することとなりますが、この地域生活支援センターは、精神障害者の地域支援の要となる機能を有しているとの認識のもと、本市の実情に合わせた新たな数値目標を設定し、その達成に向け関係機関との連携、また、協力を得ながら、さらに努力していきたいと思います。

次に、歯科保健対策についてお答えいたします。

まず、歯科巡回健診車についてですが、本市においては、平成2年度から在宅ねたきり老人等訪問歯科保健診療事業、平成9年度から在宅障害者歯科保健事業を実施しておりましたが、平成11年度に両事業を統合し、在宅ねたきり者及び在宅障害者歯科保健事業の名称で長崎市歯科医師会に委託し、歯科医療機関に受診できない在宅のねたきり者及び障害者を歯科医師が訪問指導することで、歯科保健の向上に努めてきたところです。しかし、平成12年度の介護保険施行後、同事業の内容が介護保険のサービス内容と一部重複するため、利用者が減少している状況です。

今後は、介護保険における歯科関連サービスの状況を考慮しつつ、同事業をより予防に重点を置く形態に方向転換することで有意義に実施していく予定です。

議員お尋ねの歯科巡回健診車の配置により、在宅で行う以上の高度な歯科健診の実施、市民の身近な場所での各種歯科健診への利用等が可能となり、その有用性は明らかですが、健診車での健診と訪問による健診とを比較した場合、健診車の効

果的利用のための人的体制、自宅から健診車までの搬送方法、それに要する人材、健診車の維持管理等の解決しなければならない幾つかの問題がございます。

本市としましては、歯科巡回健診車を在宅のねたきり者及び障害者だけの利用の範囲にとどめず、市民の歯科保健を向上させるためのシステムを総合的に構築していく過程で、その設置の可能性について検討していきたいと考えています。

次に、口腔がん検診についてですが、現時点では、口腔に発生するがんに関して、市民にどの程度認識されているか不明で、事業を開始した場合、どの程度の利用が見込まれるか明らかではありません。

現在、成人期における歯科保健の最も大きな問題は歯周病といわれています。本市としましては、疾患としての重篤度は低いものの、その罹患率が格段に高い歯周病の健診について検討を行っています。歯周病の健診を行うことで、同健診の範囲内で広く口腔疾患の検査が可能と考えています。

口腔に発生するがんの場合は、他のがんと比較して、本人自身によって気づかれる場合が多いことを考えますと、種々の機会をとらえながら、市民に対し同疾患に対する知識の啓発を行い、定期的な健診の必要性だけでなく、疑わしい場合には早期に自主的に医療機関を受診することを勧奨していきたいと考えています。

以上でございます。

43番(吉富博久君) ご答弁をいただきました障害者生活支援センターについては、答弁を了といたしたいと思います。

私も平成8年から14年度まで、数値目標を定めたときの障害者対策協議会の一人です。この支援センターの設立は、当時より障害者のご家族の方も熱望されていました。平成14年度の数値目標達成は無理ということは少々本意ですけれども、15年度の開設の動きで具体化しているということですから、公設民営を含め、一日も早い設立方をお願いいたしておきます。

それから、歯科巡回健診車の配置についてですが、斜面居住者対策として、介護での移送支援サービス、乗合タクシーの運行など、本市独自で市民ニーズに応えておられます。問題点として挙げられた搬送方法については、移送サービスでやれま

す。そして、有用性、必要性については、健康21の調査データにおいて明らかになっています。維持管理については、行政みずからがやるのか、委託でお願いするのか、市長の英断次第であろうかと思えます。

市民の健康維持促進については、小林議員の質問にもありましたけれども、赤字の健保会計にも大きなかわり合いをもちます。市民の健康増進及び救急歯科医療体制の整備として、歯科巡回健診車を早急に配置していただくようお願いをいたしておきます。

口腔がん検診の実施については、仰せのとおり、歯周病検診の実施が口腔疾患予防のすべてのステップになると思います。早急な実施を強くお願いいたします。口腔がんについては、早期発見・早期治療、その原則のもとで市民の命と健康を守っていただきたいと、強く要望をいたしておきます。

それから、遊休農地の活用については、福祉農園的活用、営農計画の早期実現と充実、地産地消と前向きのご答弁をいただきました。日本の食料自給率40%です。本県の自給率も40%、学校給食の地場産受給率は6.3%だそうです。農地は休耕すると土地が荒れ、すぐには使いものにはならないということですし、市民に利用してもらうことにより農地も生き、農業の楽しさ、そして厳しさ、そして、そういう体験もでき、ありがたさも実感していただけるものと、そういうふうになっております。

園芸農園は、健康の維持・推進、老人の老化防止、児童の健全育成にも効果があるといわれていますし、多くの市民が利用できるよう積極的に休耕田あたりの有効活用へ向かって取り組みを強化していただきたいというふうに思っています。

ところで、都市計画部長にお尋ねをいたしますけれども、花のあるまちづくり事業、これは委託料が約4,000万円、花の苗代が約2,400万円、その花のほとんどが県外産だと聞いています。市内の花を当然使うべきだというふうに思いますが、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それと、遊休地の整理と活用についてであります。財政部所有の未利用地だけでも771筆、63万4,203.53平方メートルあります。事業予定がない塩漬け土地については無償貸与、処分等、市民が本

当に活用できるような対策を早急に図っていただきたいと思えます。

具体的に、各部が所有している未利用地及び未計画地を一部つまんでみます。福祉保健部、立神保育所跡地、光風台団地保育所及び平山台保育所予定地、乳児院跡。環境部、東工場用地。水産農林部、食肉センター跡。土木建築部、稲佐舗装現場事務所、道路残地及び法面。都市建設部、市営住宅跡、公園未利用地、稲佐山公園、鎮西公園等。下水道部、西部小江原下水ポンプ場処理場跡、三重下水処理場補助対象外の土地。それから北部処理場も間もなく廃止になりますね。それから、教育委員会では未計画学校用地等があります。この中の道路残地及び法面、市営住宅跡地、稲佐山・鎮西両公園未利用地、小江原ポンプ場跡等についての考え方をまずお示しいただきたいと思えます。

それと、本市が取得を依頼した公社の保有地についてですが、買い取り時の事業目的がとんざあるいは計画変更等、事業化のめどがたたない土地の主なもの、これは東望埋立用地、平瀬町公営住宅用地、いこいの里施設用地、小曾根町公共用地、伊勢町公共用地、松山地区再開発関連地、少年自然の家建設用地、長崎伝習館用地、道の尾駅・駅前駐車場用地で、この取得地の総合計は約56万8,000平方メートル、78億7,000万円で、支払利息だけでも約11億1,900万円と多額に上っています。このうちの平瀬町公営住宅用地、伊勢町公共用地、松山地区市街地再開発事業関連用地、少年自然の家建設用地の4用地についての方針をお示しく下さい。

市長(伊藤一長君) 吉富議員の再質問にお答えをいたします。

多岐にわたっておりますけれども、先ほどの福祉保健部長の答弁も含めて、また、今の花の問題も含めて、私の方から幾つかお答えをいたしたいと思えます。

まず、花の問題でございますが、インターハイ等の絡みのそういう花のあるまちづくりをすべきだと、私も就任しまして、特に植樹帯、市道にかかります植樹帯に花を植えようという形で鋭意取り組んでおりまして、これからもこれは大事なことだというふうに思っております。

ただ問題は、今、吉富議員がご指摘のように、花のあるまちづくり事業を推進することは、これ

はインターハイの問題も含めて、長崎のまちづくりも含めて大事なことでありますが、肝心の花の苗は市外、県外からのものがほとんどではないかというご指摘でございまして、私も実は、この問題は非常に関心が強いものですから調べてみたんですが、菊などの切り花などは相当実は長崎でつくっております。鉢物も結構つくっておりますが、肝心の今、吉富議員ご指摘のいわゆる苗物の、今の時期はパンジーとかいろいろ出ていますけれども、こういうものはほとんどご指摘のように、長崎市域外から来ているものがほとんどでございまして、もったいないことだな、福祉施設も含めて、ボランティア団体の方も含めて、あるいは花の好きなそういう愛好家の方も含めて、何とか自分たちで育てたものを自分たちの地域で使っていくということを私は大事なことだなということも含めて、これは今ご指摘のような方向で、私どももいろんな施設等も含めて頑張りたいというふうに思いますので、よろしく願いさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、先ほどの福祉保健部の障害者生活支援センターの問題でございまして、公設民営ということでございます。再質問で吉富議員さんのそういうご発言でございますけれども、先般、ハートセンターで行われました、これは毎年行われる事業でございますけれども、福祉22団体との懇談会、約2時間の時間で、22団体の方々と懇談をさせていただくわけでございますけれども、その席でもその問題が出てまいりました。そこで私がお答えいたしましたのは、先ほどの本壇での答弁との関連もあるわけですが、新たなハコモノをつくるのは、残念ながらお許しただけませんか、財源的にももう無理ですと、市の土地で、そして市の土地に市の建物を建てて市の職員が運営していくというのは、もう無理です。ですから、既存の建物、児童館等も含めて、あるいはいろんな十分に活用されていない施設等も含めた、そういうものを私どもも調べますから、皆さん方も調べていただいけませんかと、それをうまく活用することによって、皆さん方の団体のそういう目的が達成される方向でお互いに努力しましょうという形で、実は先般の福祉懇談会は終わっておりますので、私たちも先ほどの部長の答弁も含めて頑張りますので、ひとつ議会の皆様方、

傍聴の方々のご理解とご協力、情報等をよろしく願いさせていただきまして、私の答弁をいたしたいと思えます。

43番(吉富博久君) 市長からご答弁をいただきましたけれども、それぞれご答弁をいただきたいとは思っていましたが、ただ、深堀議員からご質問があった少年自然の家の建設用地ですが、これは平成元年、建設計画が立案され、翌年には中期実施計画、財政の内示、平成3年の政策会議で現地建設を決定。平成7年、土地開発公社により先行取得がなされています。そして、平成9年に少年自然の家建設の国庫補助金が廃止となり、現在に至っているというのが経過です。

平成元年より旧文部省とも協議を重ねられ、政策会議で決定されたものが、なぜ優先順位で落とされたからとなるのか、不可解です。教育長さんがその対象として挙げられた市民プールも、科学館も、平成7年以前に建設が確定され、実施計画も終わっていたはずではないのでしょうか。財源だって、補助だけではなく、交付税措置がとられる有利な起債を見据えてのことではなかったんですか。だから、その土地の取得を公社に依頼をしたというのが実態ではなかったんだらうかと、私は思います。現在、この土地は、あぐりの丘のチューチュートレイン道路として使用させ、残りのほとんどが急斜面です。

平成8年にあぐりの丘の計画が議会に上がってきたわけですから、国庫補助金の廃止の前に、あぐりの丘での土地使用を教育委員会が認めていたということになりませんか。そうであれば、その時点で既に教育委員会は、この地での少年自然の家建設を放棄したのと同然と言えるでしょう。何のために公社に取得を依頼したのか、理解に苦みます。

参考のために申し上げますが、金利を含む現在の少年自然の家用地取得費の総合計は2億2,000万円、平瀬公営住宅用地と松山地区再開発関連用地及び伊勢町公共用地で約36億円と、これだけでも38億円を超え、宙に浮き、今はまさに不良債権状態です。これらの損失のすべてが市民のツケで、いわば不良債権同様の土地と借金を市民が背負っていると言わざるを得ません。

少なくとも、このような不良債権ともいえる事業目的のない土地、事業化、検討中でも、国庫補

助の対象にならないと思われるような土地については、すぐにでも公社より買い取り、市民が有効利用できるよう早急に措置されるべきだというふうに思います。土地開発公社より、あすにでも買い取るべきです。公社の健全化が求められている中であって、意味もなく行政のツケをずるずると回し続けることは、懸命に健全化に取り組んでいる長崎市土地開発公社及び都市整備公社へもよい影響は出ないと思います。

そして、12年度決算では、財政調整基金約41億円、減債基金その他分約114億円、まちづくり基金約10億円、合計170億円、これらの基金を運用することで買い取りは十分に可能だと思います。

あと時間がありませんが、ご見解があれば承りたいというふうに思います。財政部長、いかがですか。

市長(伊藤一長君) 時間が終わりましたけれども、この問題は、これで終わって申しわけないんですけれども、市民プールの問題にしましても、科学館の問題にしましても、そういう問題等も含めて、もう一度やはり議会も含めて、きょうは傍聴者もたくさんいらっしゃいますので、もう一度きちっと整理をし直した方が私はいいと思います。そのことも含めて、こういう時代でございますから、整理をした形で議論をした方が私はいいということで終わらせていただきます。

副議長(江口 健君) 次は、14番毎熊政直議員。

〔毎熊政直君登壇〕

14番(毎熊政直君) おはようございます。

自由民主党の毎熊政直でございます。

質問通告に基づきまして、順次、質問いたしますので、市長並びに関係理事者の明確なご答弁を求めますのでございます。

私は、「わくわくどきどきするものがあるから生きていける」「夢があるから走っていける」。市長や市役所の皆様も私と同じだと思います。ところが、いざ、市長や理事者のご答弁をお聞きするたびに、本当に夢がないかと自席のため息をつばかりであります。

長引く不況の影響で、ややもすればうつむき加減な長崎を元気あふれる長崎に、そのために微力を尽くしたいという思いからお尋ねいたしますので、また、ため息をつくことがないようなご答弁を期待いたします。

まず1点目が、将来を見据えた夢のあるまちづくりについてであります。

都市経営、いわゆるまちづくりは2つの側面があり、1つは、まちづくりの目的を達成するための手段や資源を最適あるいは合理的に配分しているという行政の合理性の側面であり、これは行政改革に代表されるような行政経費の制限や組織の合理化の問題であります。このことについては、私は行政の守備範囲を見直し、民間でやれるものは民間に、あるいはボランティア団体をお願いするものは環境を整えた上でボランティア団体をお願いするべきであると考えております。

また、質の高い市民サービスを提供するという目的から組み立てられた政策、施策、各種の事業ごとにカルテが必要であるとの思いから、政策評価の導入を図ること。また、大型プロジェクト事業の進行管理を厳しく行うよう昨年質問し、また、意見を申し上げました。

まちづくりの2点目の側面としては、都市を発展、成長させると同時に、都市における自治体の主導的役割を重視した戦略的行政の側面であり、ます。

私は、本年の6月議会で教育問題について質問いたしました。若者の考え方を聞いてみると、夢のある生活というか、生活の指針がないというような傾向を感じます。今こそ、市長が将来を見据えた夢のあるまちづくりについて、具体的な施策展開を提示していかないと、若者を含めたすべての長崎市民がビジョンを描きにくくなります。

先月、市長は、市町村合併の方向性についての記者会見の中で、「合併するなら中途半端でなく、10年、20年先を見据えた合併が必要だと思う」と発言されました。合併特例法の期限切れが平成17年3月に迫っており、長崎市を巻き込んだ自治体再編の動きが加速しております。

今、長崎市は、将来を見据えたまちづくりの岐路に立たされています。幸いに、長崎には出島に代表される全国あるいは世界に誇れる歴史と文化があります。また、平成15年度には出島バイパスが、平成17年度には長崎港のランドマークともなる女神大橋も完成予定であります。さらに、諏訪の森再整備構想としての(仮称)歴史文化博物館も平成17年度中に開館予定です。

私は、これらを生かした魅力あるプロジェクト